

令和7年度南風原町調整給付金(不足額給付)① 申請書(請求書)

物価高騰による家計の負担を軽減するため、令和6年度に定額減税(所得税から3万円、住民税所得割から1万円)が実施され、定額減税しきれないと見込まれた方に対し、調整給付金(当初調整給付)を支給しました。
調整給付金(不足額給付)とは、調整給付金(当初調整給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき額と調整給付金(当初調整給付)との間で差額が生じた場合に、当該不足する額を支給するものです。

南風原町長 様

※本様式は、調整給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、支給要件に該当するか審査の上、記入いただいた現住所に「支給決定通知」を送付します。「支給決定通知」が届きましたら、給付内容の確認をお願いします。

申請期限:令和7年10月31日(金)消印有効

【誓約事項・確認事項】

- ① 下記の支給要件に該当する場合、算定した支給額が支給されます。算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額を1万円単位に切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付)の額

- ② 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 申請書を提出後、令和7年11月21日(金)までに申請書の不備が解消されない場合、本給付金が支給されないことに同意します。
- ⑤ 町が支給決定を行った以降でも、申請者の責めのいかなを問わず、振込不能等の事由によって令和7年12月9日(火)までに支払いが完了しない場合は、以後、本給付金は支給されないことに同意します。
- ⑥ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑦ 意図的に虚偽の誓約をした場合は、調整給付金(不足額給付)の返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

1. 申請者

上記、【誓約事項・確認事項】について確認し、誓約・同意します。
また、申し立て内容に相違ありません。

申請日	令和 年 月 日		
(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
令和6年1月1日時点の住所(現住所と同じ場合は記載不要)			

法定代理人が申請及び受給を行う場合、下記に記入してください。

※代理人の受給が可能なのは法定代理人(成年後見人など)のみです。法定代理人ではない親族等は受給できません。ご家族が代筆を行う際は、代理人とはなりません。

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

裏面も必ずご確認ください

2. 給付金の振込先口座情報(原則、1.の申請者の口座とします。)

下記へ給付金の振込先口座情報を記入してください。

(通帳等の写し(コピー)の添付が必要です。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

※マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座にすることも可能です。

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	※		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、
南風原町役場 臨時特別給付金室(098-889-4411)までお問い合わせください。

提出書類

※提出書類に漏れがないかチェック欄(□)に✓を記入してください。

令和7年度南風原町調整給付金(不足額給付)①申請書(請求書)(本書)

※ 必要事項に記載漏れがないかご確認ください

申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)

申請者の本人確認書類の写し(コピー)

※ 申請者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面・顔写真のある面のみ)、介護保険証、パスポート等)の写し(コピー)いずれか1点

※ 代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類が必要です

振込先受取口座情報を確認できる書類の写し(コピー)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込先口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)

※ 必要事項に記載漏れがないかご確認ください

給付金の振込先口座情報(裏面上部)

(令和6年中に他の市区町村から南風原町に転入された方)

当初調整給付の支給決定通知書または確認書(支給のお知らせ)の写し(コピー)

「当初調整給付の対象でなかった方」「当初調整給付の対象で上記書類を添付できない方」は令和6年度個人住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書の写し(コピー)

「令和6年度当初(令和6年6月)以降に課税内容に修正があった方」は、令和6年度個人住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書の写し(コピー)を同封してください

※ 令和6年度個人住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書の写し(コピー)の添付がない場合、課税内容に修正がなかったものとみなします

(令和6年1月1日時点で海外に居住し、令和6年中に海外から南風原町に転入された方)

国外にいたことを証明する書類(住民票の写し(コピー)等)

※ 南風原町転入前(直前)の居住地が海外の場合は、添付不要です

(令和6年1月1日以降、継続して南風原町に住居登録がある方)

(令和6年分所得税について修正がある場合)

令和6年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し(コピー)

(令和6年度個人住民税について修正がある場合)

令和6年度個人住民税申告書または最新の納税通知書の写し(コピー)

(法定代理人が代理人として受給する場合)

本人との関係が分かる書類の写し(コピー)

※ 戸籍謄本、登記事項証明書など

※ 各欄の記入漏れや、提出書類の不備はありませんか。

各欄の記入漏れや、提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。